

盛岡保健所長告示第 23 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 1 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360190060	孝仁さわやか訪問看護ステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日